

令和4年度命を大切に作る心を育む地域との絆づくり応援事業 企画提案募集実施要領

1 目的

青森県の未来を担う子どもたちの、他者と連携する喜びや明るく前向きに未来に進んでいく心、生きる力の基礎となる自己肯定感を育むため、子どもたちが地域社会の住民や団体とふれあい協働して取り組むモデル事業を募集するものである。

2 企画提案の概要

- (1) 企画提案内容の委託期間
契約締結日から令和5年3月10日（金）
- (2) 選定する企画提案の数
2件程度
- (3) 予算額
1件当たり594,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (4) 企画提案の内容
 - ①18歳以下の子どもたちを対象とした、様々な世代・団体等の他者とのふれあいや協働作業を中心とする取組であること。
 - ②応募者が、企業、自治体、商店街、子育て団体、学校等、地域の各種団体や青少年育成関係者等と連携して実施する取組であること。
 - ③体験内容は、地域づくり、ボランティア、就業体験、ものづくり、野外活動、演劇等の文化活動等、地域の資源や特色、既存の活動等を活かした取組であること。
 - ④一定期間の週末や長期休暇を利用するなど、継続して実施する取組であること。
 - ⑤子どもたちが企画運営に参画できる取組であること。
 - ⑥体験活動に参加する子どもたちを10人以上確保するよう努めること。

3 応募資格

応募する時点で次の要件を全て満たしていること。

- (1) 適正な実施体制を有している団体であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続を行っていないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) 県税、消費税、地方消費税その他の税の滞納がないこと。

4 対象経費

体験活動の実施に係る人件費、旅費、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、使用料及び会場借上料、リース料、材料費、募集広告費、謝金、委託費、手数料、その他必要な経費

※次の経費は対象外となる。

- ・ 応募者の通常業務を行うために要する人件費、施設賃借料、備品費、光熱水費、通信運搬費、消耗品費等
- ・ 土地、建物を取得するための経費
- ・ 施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・ その他体験活動との関連性が認められない経費
- ・ 国、地方公共団体等の補助金、委託費、助成金等により既に支弁されている経費

5 応募期限

令和4年6月24日（金）17時（必着）

6 応募方法

(1) 応募方法

次の（2）及び（3）による関係書類を青森県環境生活部青少年・男女共同参画課あて郵送又は持参すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案応募申込書（様式1）
- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 応募者概要（様式3）
- ④ 収支積算書（様式4）
- ⑤ 応募者の直近の事業報告書等、活動概要を記載した資料

(3) 提出部数

各1部

(4) 留意事項

- ・企画提案書は1者1提案とする。
- ・書類の提出に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・必要に応じ、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ・提出された書類は、県の情報公開制度の対象となる。

7 審査方法

次の観点により書類審査を実施し、優秀と認められる企画提案を2件程度選定する。
なお、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

(1) 上記2（4）を踏まえているか。

(2) 事業の実施に当たり、活動拠点を有し、管理体制は適切であるか。

(3) 事業に必要な経費は適正に積算されているか。

8 審査結果の通知と契約の締結等

(1) 審査結果の通知等

審査結果は文書により通知するものとし、審査結果に係る質問には回答しない。

(2) 契約

上記7により選定された企画提案に係る応募者は、企画提案の内容をもとに、業務履行に必要な具体的協議を県と行い、改めて見積書を提出し、契約を締結するものであり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定により随意契約とする。

(3) 契約までのスケジュール

令和4年6月末（予定）審査結果の通知

令和4年7月上旬（予定）契約

(4) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、事業実施期間等が変更となる場合がある。

また、事業実施の際には、別紙により、新型コロナウイルス感染防止対策を十分にとること。

9 問合せ・応募窓口

青森県環境生活部 青少年・男女共同参画課 青少年グループ（担当：佐藤、三上）

住 所：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（県庁北棟7階）

電 話：017-734-9226

F A X：017-734-8050

E-mail：seishonen@pref.aomori.lg.jp